ライフジャケットを着用しましょう！

平成30年2月1日から、原則として、船室外のすべての乗船者に救命胴衣を着用させることが船長の義務になります。
（平成34年2月1日以降、違反点数2点が追加されます。）

衣装協力：シナコバ　伊部㈱
撮影協力：㈱リビエラリゾート　シーボニアマリーナ

2017ミス日本「海の日」三上 優

公益財団法人 海技資格協力センター
http://www.kousin-c.or.jp/